

議第129号

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 9月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例

京都市生涯学習総合センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「, 展示ホール」を削る。

第2条第1項第3号, 第6条及び第12条中「展示,」を削る。

別表第1 展示ホールの項を削り, 同表備考1中「, 「1日」とは午前9時から午後5時までを」を削り, 同備考2を削り, 同備考3を同備考2とする。

別表第2 公民館, 視聴覚センターの視聴覚室及びホール並びに分館の項及び展示ホールの項を次のように改める。

公民館, 視聴覚センターの視聴覚室及びホール並びに分館	午後の使用料の額の3分の1に相当する額	夜間の使用料の額の5分の2に相当する額
-----------------------------	---------------------	---------------------

附 則

この条例は, 平成21年11月1日から施行する。

提案理由

京都市生涯学習総合センターの展示ホールを廃止する必要があるので提案する。